



ふれあいネットワーク

ふくい 社会福祉

2015
10
No.414

CONTENTS

- 特集 社会福祉法人制度改革の概要 2~5
- 赤い羽根共同募金 6~7
- チャリティアート展開催 9

【表紙写真】

「斜面に咲く彼岸花」
平成26年9月中旬
朝倉遺跡川岸
チャレンジ塾 藤澤 進



この広報紙は共同募金の配分金を受けています。

地域社会への一層の貢献に向けて

社会福祉法人制度改革の概要

9月25日、第189通常国会は衆参両院本会議で閉会中審査手続きが行われ、27日の会期末を前に事実上閉幕し、社会福祉法等一部改正法案は参院本会議にて継続審査されることとなりました。

本紙では、この法改正に至った「社会福祉法人制度改革（以下「改革」）」の概要について取り上げます。

社会福祉法人の状況

全国における社会福祉法人は全体で19,600余か所に上り、福祉八法が改正された平成2年度末（13,400か所）に比べ、46%増加し、うち福祉施設を運営する法人は17,200か所と全体のほぼ9割を占めています。（本県においては、総数200余か所、うち後者は190余と、その割合は全国とほぼ同様です（いずれも平成25年度末現在）。

改革の背景と経緯

昭和26年、社会福祉法人制度が創設されて以降、60余年が経過しました。この法的な裏付けや制度が確立

し、運営財源が確保される以前も含め、永きに亘り、社会福祉法人は我が国の社会福祉を支えてきました。が、家族形態等の変容や少子高齢化等に伴う多様な福祉ニーズの増大などに対応すべく、創設から50年を経た平成12年（社会福祉構造改革）を境に、社会福祉事業の様々な分野で、多様な供給主体の参入が図られ、今日では福祉サービスが地域の隅々に身近な存在として浸透しています。このような中、昨今、社会福祉法人の意義や社会的役割などについて、公私を問わず関係各方面から様々な指摘がなされ、議論が繰り返されてきました。

その主な指摘等内容（要約）は、次のようなことです。

○ガバナンスの欠如

公益法人制度改革等により社会福祉法人の組織体制について、他の非営利法人と比較し、ガバナンスを確保する仕組みが不十分。また、一部の社会福祉法人では理事長が、あたかもオーナーであるかのような経営や私物化ともとられかねない運営が行われているという批判。

○財務状況の不透明さ

他の非営利法人における情報公開が格段に進んでいるにもかかわらず、社会福祉法人については、財務諸表等を広く国民一般に公表が義務化されておらず、自主的に公表している法人は半数程度にとどまっている。

○いわゆる、内部留保

社会福祉法人は制度、補助金や税制優遇に守られ高い利益率を有しながら、これを社会福祉事業等への積極投資や地域還元することなく無為に積み上げているとの批判。

○地域ニーズへの不十分な対応

新たな地域ニーズの顕在化を背景に、既存の社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる先駆的、開拓的な取組が一部の社会福祉法人にとどまり、実施していても利用者や地域住民から評価を得られるような仕組みとなっていない。

○他の経営主体との公平性（イコールフットイング）

多様な経営主体が参入する介護・保育事業等において社会福祉法人が株式会社等では対応できない福祉ニーズの充足など他の経営主体と異なる役割を果たしている法人が一部にとどまり、また、果たしていることが地域住民等に伝えられていない。

※社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告から

このような中、平成25年9月、厚生労働省（以下、「厚労省」）内に田中滋（慶應大学名誉教授）氏を座長とする「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」が設置され、以降12回にわたる議論の末、平成26年7月に報告がまとめられました。その後これを受け、同じく同省に置く「社会福祉審議会福祉部会（座長 田中滋氏）」にて同年8月から14回にわたる議論が重ねられ本年2月に報告がまとめられ、4月に社会福祉法等改正案が国会に提出されるに至ったことは記憶に新しいところです。

改革の主旨

先述の社会福祉法人に対する様々な指摘や意見等に対し、複雑な思いや異論を抱く関係者も多いことと思いますが、予め明らかにすべきは、この改革に際し、問われているのは、それぞれの福祉現場で提供されるサービスの質や量ではなく、これを運営する「法人の在り方、経営の在り方」についてであり、法人自らによる経営努力や様々な優遇措置によって得た原資をもとに社会福祉事業の充実や地域（社会）に福祉サービスとして還元等しないのであれば、その存在意義を問われるという点にあり、社会福祉法人関係者はこれを真摯に受け止める必要があるといえます。

今回の改革は、これらを踏まえ、公益性・非営利性を一層高めるとともに、社会福祉事業にかかる福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、他の経営主体では対応できない制度外の様々な福祉ニーズに応える事業活動を行い、その意義・役割の再構築を図ろうとするものです。

（図1）社会福祉法人制度改革の主な柱立て



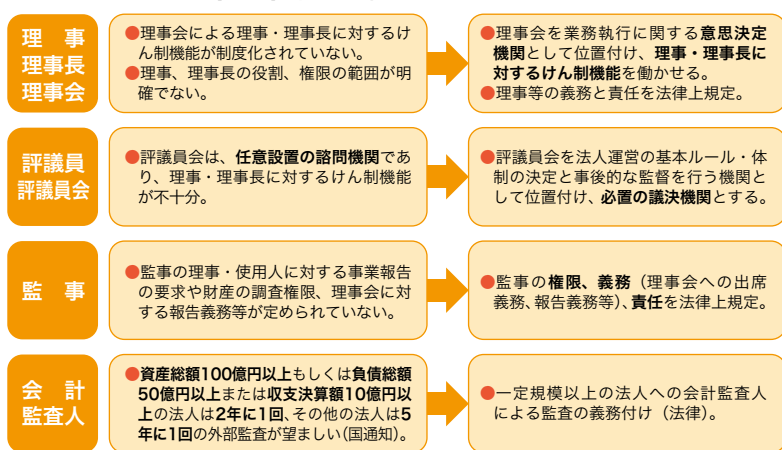
【経営組織のガバナンスの強化】

この概要については【図2】のとおりであり、一般・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とすることをねらいとするものであるが、この柱で重要な一つとして、全ての社会福祉法人に「議決機関」としての「評議員会」の設置・権限等が法に規定されたことです。人数は理事（6人）を超えることが原則ですが、小規模法人には、経過措置（施行後3年以内は、4人以上）が設けられる見込みです。また、理事会は理事6人以上で構成する「執行機関」として規定され、監事の機能強化が図られることをはじめ、これらの機関や理事長の権限・責務等が明記されます。また、一定規模以上（収益が10億円以上または【貸借対照表上の】負債が20億円以上）の法人には公認会計士または監査法人である「会計監査人」の設置が義務付けられることとなります。

【事業運営の透明性の向上】

平成26年5月、厚労省から「社会福祉法人の認可について」の一部改正通知が発出され、社会福祉法人には財務諸表をインターネットにより

（図2）経営組織のあり方について



公表することが義務化されましたが、今回の改革では、社会福祉法人が旧民法第34条に規定する公益法人の特別法人として制度化された経緯や公費や保険料を原資とする多額の事業費が支出されていることなどから公益財団以上の運営の透明性を確保するため、【図3】のとおり閲覧対象として定款・事業計画書、役員報酬基準を、公表対象として定款、役員報酬基準を追加することを法令上明記されることとなります。また、

（図3）運営の透明性の確保について

	現 行		改 正	
	備置・閲覧	公表 (インターネット)	備置・閲覧	公表 (インターネット)
事業報告書	○	—	○	—
財産目録	○	—	○	—
貸借対照表 (BS)	○	○	○	○
収支計算書 (PL/CF)	○	○	○	○
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—
現況報告書	—	○	○ (追加)	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (追加)	○ (追加)
定款	—	—	○ (追加)	○ (追加)
役員報酬基準	—	—	○ (追加)	○ (追加)
事業計画書	—	—	○ (追加)	—

既に通知に公表が義務付けられている現況報告書については、役員区分ごとの報酬総額等を追加した上で閲覧・公表することとなります。なお、これらの公表にとどまらず、いわゆる内部留保等に対し経営計画を明確にし、説明責任を積極的に果たしていくことが地域の人々の信頼を高め、活動への理解を深めるこれらの社会福祉法人に求められる重要な取組の一つといえます。

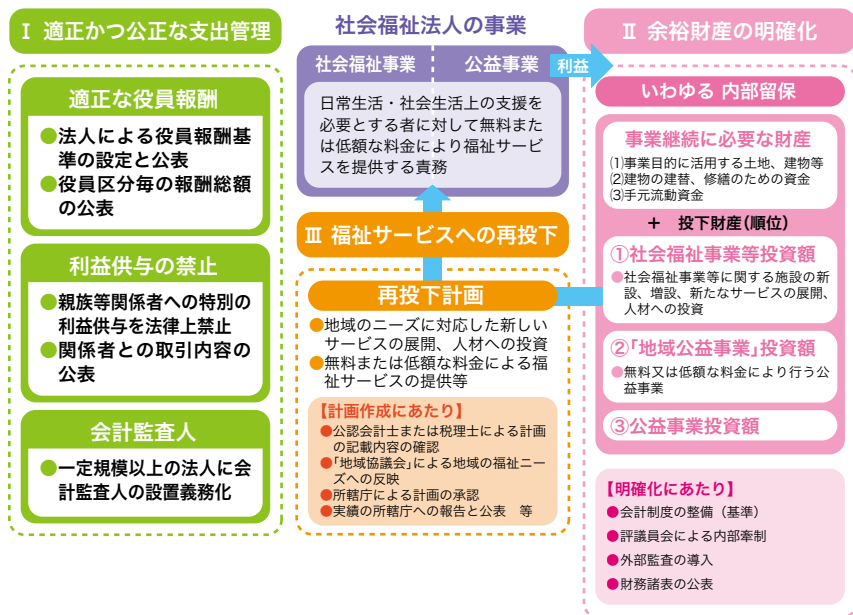
【財務規律の強化】

改革の論議の中で内部留保や一部の社会福祉法人による不適正な運営が取り沙汰されましたが、この改革において、先の指摘にもあるとおり、制度、補助金や税制優遇に守られ、高い利益率を有する社会福祉法人の公益性を担保する重要な要素として「財務規律」が上げられ、①適正かつ公正な支出管理、②余裕財産の明確化、③福祉サービスへの再投下、という大きく三つの観点から強化が図られることとなります。【図4のとおり】

まず、「適正かつ公正な支出管理」ですが、これは評議員会の決議に基づく役員報酬基準の設定と公表、そして役員等区分ごとに支払われた報酬総額を公表する「適正な役員報酬」、役員等の親族等関係者への利益供与禁止を法に規定するとともに関係者との取引内容（対象範囲拡大）を公表する「利益供与の禁止」、そして「会計監査人の設置」の三点からなり、このもとで事業を実施し、その剰余が、いわゆる内部留保です。

次は、「余裕財産の明確化」ですが「内部留保」は貸借対照表上という【資産・負債・基本金・国庫補助金等特別積立金】とされますが、このうち、事業に供する土地・建物・設備等や、現在使用する建物の改築・修繕等のための積立金等、そして経常活動のための手元資金といった

（図4）財務規律について

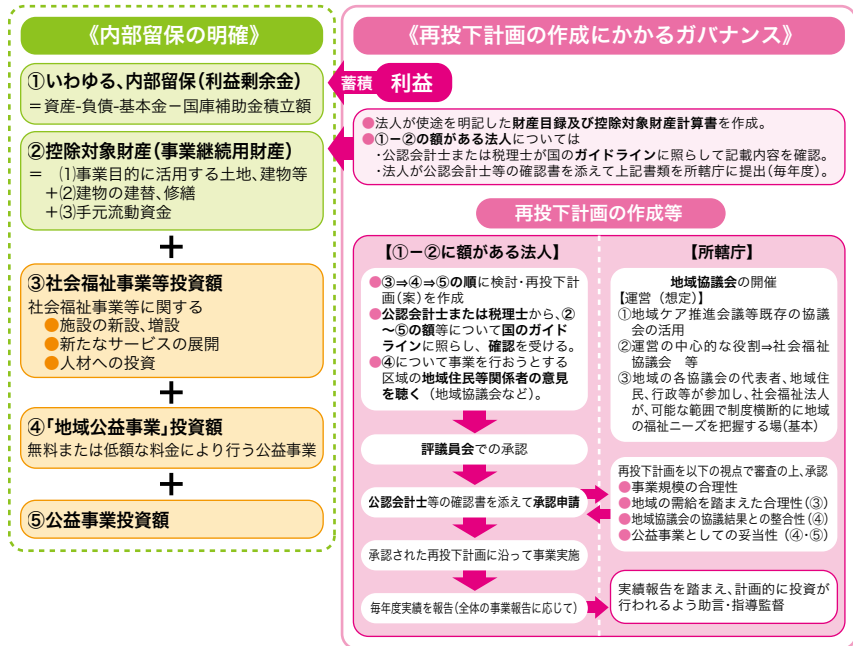


「控除対象財産（厚生労働省令（以下、省令）による）」を控除した残りが「社会福祉充実残額（再投下財産額）」とされます。この社会福祉充実残額がある場合に、①社会福祉事業、②地域公益事業、③公益事業の順に再投下することになります。なお、余裕財産の明確化にあたっては、会計制度の整備、評議員会による内部牽制、外部監査の導入等によることとして

います。

三点目として「福祉サービスへの再投下」ですが、社会福祉充実残額がある場合、地域のニーズ等を適切に反映しながら、先述の投下順位による①計画を法人として作成し、②公認会計士または税理士から厚生労働省令に照らし、確認を受け、③評議員会の承認を経、④公認会計士等の確認書を添えて所轄庁に申請し、

（図5）再投下計画の作成にかかるガバナンス



⑤承認の後、事業を実施し、所轄庁に毎年度終了後報告する流れとなることが予定されています【図5のとおり】（詳細は今後示される省令等によりります）。

なお、特に、無料または低額な料金により行う公益事業として「地域公益事業」を行うとする場合、当該計画の作成に当たっては、当該地域公益事業の内容および事業区域に

おける需要について、当該事業区域（地域）の住民その他の関係者の意見を聴かなければならないこととなっていることには留意しなければならない。

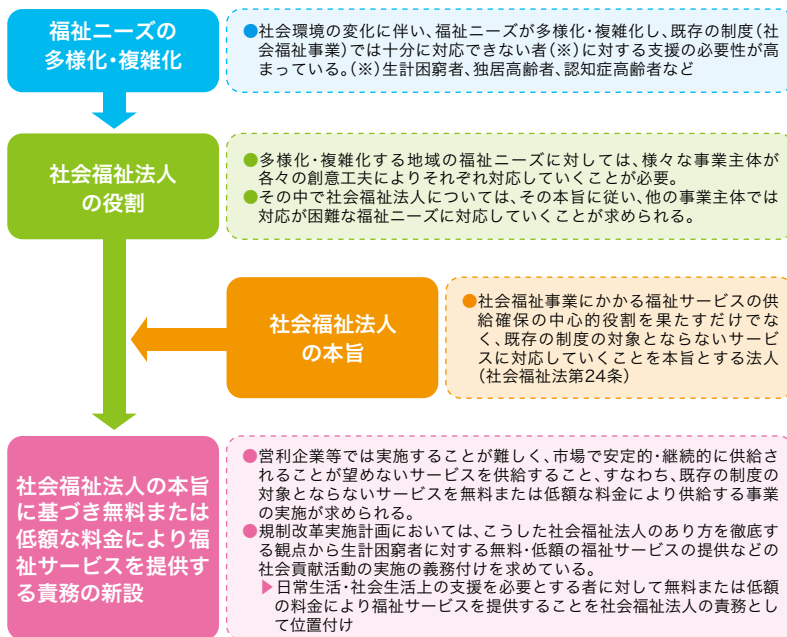
また、これらを含め、社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を実施するにあたり、地域における福祉ニーズが適切に反映するようにするための仕組み等として「地域協議会」の設置が上げられています。その機能として、①地域におけるニーズの把握、②実施体制の調整等、③実施状況の確認などが想定されており、地域ケア推進会議等既存の協議会の活用などが考えられています。

【地域における公益的な取組を実施する責務】

今回の改革の大きな柱の一つであるこのことについて、法案には社会福祉法人の責務として「社会福祉事業または公益事業を行うにあたり、日常生活または社会生活上支援を要する者に対する無料または低額の料金で福祉サービスを提供する」ことを規定していますが、本年4月、厚生省から社会福祉法人の「地域における公益的な取組」に関する通知が発出され、本規定の施行（平成28年4月1日）を待たず、積極的な取組が促されたところです。

なお、この責務【図6のとおり】

（図6）地域公益活動を実施する責務の考え方



は、先の社会福祉充実残額の有無を問わず、社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度（社会福祉事業）では十分に対応できない方々（生計困難者、認知症高齢者など）に対する支援の必要性の高まりの中で、社会福祉事業の供給の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを社会福祉法人の本旨として求められたものです。

最後に

制度創設から60余年を経て今回の改革が目指すこれからの「社会福祉法人」の姿を具体的に描き、実践することを「今日、明日から」というのは容易ではありませんが、すべての社会福祉法人が県民の信頼と負託に一層応えていかなければならないことは、今昔不変であり、一方で、今後は「コンプライアンス」の観点からも健全かつ適切な法人運営に努

社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

※「社会福祉法人制度改革」に関する部分抜粋

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会の設置（小規模法人については定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

(2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表にかかる規定の整備 等

(3) 財務規律の強化

- 役員等関係者への特別の利益供与の禁止、役員報酬基準の作成と公表 等
- 「社会福祉充実残額」（純資産額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除した額）の明確化
※①事業に活用する土地、建物等、②建物の建替・修繕に要する資金、③必要な運転資金、④基本金及び国庫補助等特別積立金
- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業または公益事業の新規実施・拡充に係る計画作成の義務付け

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業または公益事業を行うにあたって、無料または低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方

- 「所轄庁による指導監査の機能強化、国・都道府県・市の連携」、その他

【施行期日】平成29年4月1日（2）と（3）の一部、（4）、（5）の一部は平成28年4月1日）

めていかなければならないことを深く認識する必要があるといえます。今回、社会福祉法等一部改正法案は継続審査されることとなりましたが、改革は閣議決定に基づき確実に進められており、その可決を待たずとも、法人個々においては改革内容の具体化に向けた動向を注視し、情報を積極的に収集しながら、自らの責任において主体的、適切に対応することが今後求められます。

町に愛を。胸に羽根を。

（赤い羽根共同募金にご協力よろしくお願ひします）

じぶんの町を良くするつくり。

共同募金は140年余の歴史ある運動として世界40ヶ国以上で行われている募金運動です。



日本においては、1947年、戦後の厳しい生活のなか、お互い助けあって生きていくという市民主体の取組みとして誕生しました。

戦後間もなく国民全体が厳しい生活を送っているなかで、お互い助け合って生きていくという強い連帯感で生まれた運動でした。

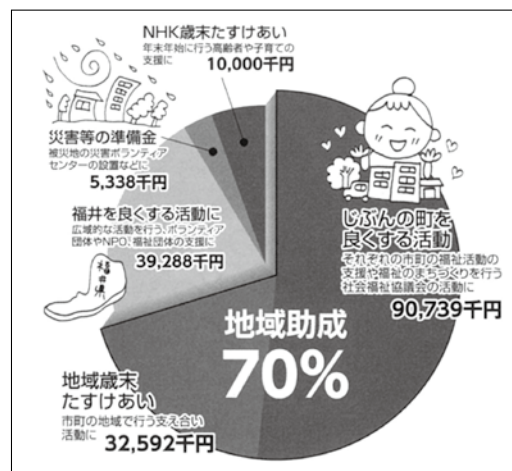
社会が大きく変化し68年たった今も、このたすけあいの精神は受け継がれ、地震や豪雨などの自然災害や、社会的孤立状態にある人達を地域全体で支えていくための運動として地域の福祉活動を支え続けています。

福井県共同募金会では、災害支援に役立てる準備金や各地域の福祉ニーズを取りまとめ1億7,795万7千円の助成計画を基に今年も募金運動を実施します。

募金の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

寄付して得する?? クーポン募金

赤い羽根というと、駅前やスーパーで募金活動を行う「街頭募金」を連想しますが、他にも自治会毎に集める「戸別募金」や学校で生徒たちが取り組む「学校募金」、職場で取り組む「職域募金」



今年の募金目標額
177,957,000 円

金」や「法人募金」など様々な募金があります。

なかには、寄付額以上のお得な買いものも楽しめるという募金もあります。「クーポン募金」といって、500円以上寄付していただいた方にお礼として福井県内約244店舗で使えるサービス券を綴った冊子をお渡ししています。

寄付がじぶんの町に役立ち、参加店舗の集客力もあり、寄付者はひとくちの寄付で何倍ものお得な買い物を楽しめるという、「三方良し」の募金方法として親しまれています。





ひとりで悩まないで、 認知症のこと

認知症のひとと家族の会福井県支部

認知症の家族を介護している方は「なぜ、私だけがこのような目にあうの」や「誰も私の話を聞いてくれない、理解してくれない」と、孤独感に悩み苦しんでいます。

このような介護者の悩みを共有し解決する場として「家族のつどい」、会報の発行を共同募金の助成で続けています。

皆さまのご支援に心から感謝します。



認知症の理解と支援に関する事業

助成金額：320,000 円



入院中の子どもに 笑顔を

ビハーラ福井

全国で約2万3千人の子どもたちが癌と闘っています。

小児病棟で治療を受けている子どもたちは、突然の入院などで、友だちと遊ぶ事もできず生活環境の変化に戸惑う事が多くあります。そんな子ども達の寂しさや治療のつらさを和らげてもらえるクリニックラウン（臨床道化師）の活動は心の支えとなっています。共同募金会のご支援心より感謝申し上げます。



長期入院の児童と家族の支援事業

助成金額：500,000 円



輝きを集めて未来へ

「みんなで舞台にたとう」を広げる会

私達は、障がいを持っていたり、発達につまずきのある子どもたちが、音楽やダンスのワークショップを通じて、仲間同士で協力し合い、自分を表現する楽しさを感じてもらいたい・・・そんな願いから音楽・ダンス・太鼓の舞台発表を行ってきました。こうした活動を継続することが出来たのも皆様の御支援のおかげだと深く感謝しています。



舞台に立とうワークショップ支援

助成金額：500,000 円



災害時、 すぐ必要な支援に

共同募金は「災害ボランティアセンター」の設置など、被災地支援にも役立っています。東日本大震災では、東北地方の97箇所の災害ボランティアセンターへ総額7億円を助成し、災害ボランティアセンターの活動支援のためにつかわれました。被災地のセンターからは「震災後直ちに共同募金から助成を受けることができ、大変助かった。」という声が寄せられています。



災害等準備金

積立額：5,084,000 円

たくさんさんの感謝の声
が寄せられています。

共同募金の支援を受け、数多くの感謝の
声が届いています。その中から一部を
ご紹介させていただきます。

遺贈について考
えてみませんか？

長年のご努力で築きあげた資産を、
社会のために有効に使いたいという方
が増えています。

福井県共同募金会では、そんなお気
持をお手伝いさせていただければと考
え、遺贈・遺産寄付に関するパンフレッ
トを作成しました。

関心のある方はご連絡いただければ
パンフレットをお送りします。

（お問い合わせ：0776-2211657）

※遺贈・遺産の受付については税制の
優遇や褒章や感謝状を贈呈していま
す。



このような冊子です

●サイズ…A4 6ページ

●内容

- ・遺贈寄付について
- ・相続寄付について
- ・香典などの寄付について
- ・感謝状、税制、助成団体など

平成27年度「介護の日」関連イベント



ふくし見体験ツアー

社会福祉施設見学会

定員 20名

参加費 無料

見て・聞いて・発見する!!

介護や福祉の仕事は未経験、でもどんな仕事か興味がある…
そんな方へ!

まずは、一度、福祉の仕事や現場をのぞいてみませんか?

開催期日 平成27年11月11日(水) 10:00~16:00

集合場所 福井県社会福祉センター (所在地: 福井市光陽2丁目3-22)

京福バス市内線 学園線に乗り、「県社会福祉センター前」下車

見学先 ① 社会福祉法人 森田福祉会 たんぽぽ苑 (介護老人福祉施設)

② 社会福祉法人 かすみが丘学園 (障がい者支援施設)

申込方法 11月9日(月)必着で、氏名・年齢・住所・連絡先等を電話・FAX・Eメールにてお申込みください。

問合せ・申込先

(福) 福井県社会福祉協議会 福井県福祉人材センター

〒910-8516 福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター内

TEL: (0776) 21-2294 FAX: (0776) 24-4187 E-mail: manp@f-shakyo.or.jp

アクティブ・アクション助成団体活動経過報告

シニア世代 いきいき活動してます!

楽しい糸生をつくる会

楽しい糸生づくり事業

越前町糸生地区

耕作放棄地を開墾した
地域住民の憩いの場づくり

活動経過報告

コンサートと餅つき大会の日程が決まりました。ぜひ、ご来場ください。

◆「里の秋コンサート」
10月13日(火) 13:00~
ギター、フルート、ハーモニカ、ハンドベルの演奏をお楽しみください。

◆「子どももちつき大会」
10月25日(日) 10:00~
合鴨有機農法で作ったもち米で餅つき大会をします。

<会場>

丹生郡越前町小倉78-1-2
近くの広場

こまごまクラブ

こまごまクラブ活動事業

高浜町内浦地区

農作物や郷土料理を通じた
故郷の魅力を伝承

活動経過報告

春に続き、8月8日に内浦公民館において郷土食の試食会を開催し、みょうがや梅、ゴマを使った料理を地域の方に楽しんでいただきました。ゴマとサツマイモの畑は雑草と格闘しながらも順調に育っています。



カフェ・ぼ〜れ

カフェ・ぼ〜れ運営事業

小浜市

地域の子供から大人まで
気軽に集える場づくり

活動経過報告

毎月第2木曜日14:00~16:00に開催しています。8月のカフェでは、地域の子供さんが来てみんなで童謡を歌ったり、手足の運動をするなど楽しい時間となりました。今後も介護福祉士や音楽療法士などによる健康・介護教室を行い、参加者やその家族の健康・介護の相談も出来るようにし、「悩み」や「介護の負担」を少しでも軽くしてもらえよう、取り組んでいきます。

高須城山・農と人の会

棚田米作り等による
都市と農村の交流事業

福井市高須地区

農業を通じた住民の交流、
生きがいづくり

活動経過報告

稲刈りも無事終わり、はさ掛けを行いました。10月11日には脱穀作業を11月22日は収穫祭を開催し、地元の方と共に楽しく、にぎやかに秋の実りを堪能し交流を深めます。



第4回 ふくいチャリティーアート展

～未来を支える子どもたちのために～

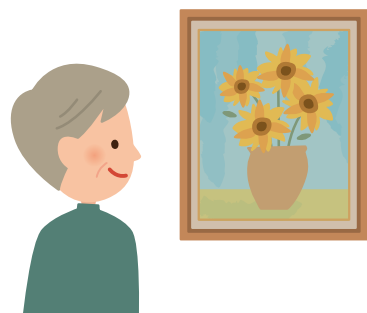
今年度も、ふくいチャリティーアート展を開催します。

近年の急激な社会経済情勢の変化に伴い、社会的孤立や生活困窮者の増加、児童虐待、子どもの貧困など、さまざまな福祉課題が顕在化しています。

「第4回ふくいチャリティーアート展」は、福井県にゆかりのある芸術家の方々から協賛をいただき、その作品を一堂に展示して希望者に頒布し、その収益をこのような福祉課題の解決に充てることを目的に実施します。

なお、テーマは児童福祉分野の課題解決を目指すべく、「未来を支える子どもたちのために」とさせていただき、協賛作品の頒布収益は、児童福祉分野の事業に活用させていただきます。

たくさんの方のご来場をお待ちしております。



日 時

平成27年**11月21日(土)～24日(火)** 4日間
午前10時～午後5時、ただし24日(火)は午後4時まで。

会 場

福井カルチャーホール（福井市大手3-4-1 福井放送会館5階）

展示作品

名士・作家のご寄贈による絵画・書・陶工芸品・写真など多数



お問合せ

福井県社会福祉協議会 総務企画課
TEL:0776-24-2339 FAX:0776-24-8941
E-mail:somu@f-shakyo.or.jp

主 催

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

後 援

福井県

生活福祉資金貸付制度『教育支援資金』のご案内

所得の少ないご世帯の子どもの学校入学等にかかる経費を経済的にご支援する制度として、生活福祉資金貸付制度の「教育支援資金」があります。今号では、高等学校、高等専門学校、短大、専門学校、大学への就学時に必要な経費「教育支援費」と入学時に必要な経費「就学支度費」の二つをご紹介します。

ご利用いただける世帯 低所得世帯

貸付条件 就学者が借受人となった場合、生計中心者が連帯借受人になっていただきます。

資金種類	使途内容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
教育支援費	学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短大、専門学校、大学への就学に際し必要な経費	高等学校 (専修学校高等課程含む) 月額 35,000 円以内 高等専門学校 月額 60,000 円以内 短大 (専修学校専門課程含む) 月額 60,000 円以内 大学 月額 65,000 円以内	卒業後 6 月以内	据置期間後 20 年以内	無利子
就学支度費	学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短大、専門学校、大学への入学に際し必要な経費	50 万円以内			



よくあるお問合せ

Q 高校3年生の息子が大学進学を希望していますが、経済的に苦しく、進学させるだけのお金がありません。教育支援資金を利用することはできますか。

A 他の貸付制度を優先してご利用いただくことになるため、まずは、日本学生支援機構奨学金の利用を検討してください。他制度の利用ができない場合等に本制度を利用できる可能性がありますので、ご相談ください。

Q 高校3年生の孫がいますが、父親は仕事に就いておらず、母親も病気がちで、祖母である私の年金だけで生活しています。孫の授業料を4月から滞納しており、このままでは卒業することができない状態です。教育支援資金を利用することはできますか。

A 教育支援資金の教育支援費の貸付を利用できる可能性がありますので、ご相談ください。

お問合せは、福祉のまちづくり推進課 (TEL0776-24-4987)
または、最寄りの市町社会福祉協議会へお願いいたします。

推進運動スローガン

つながれ！ 80万人のボランティアの輪

～県民をつなぐ「おかげさま」と「お互いさま」の輪～

エコキャップアートコンテストの作品展示会を行います！

10月24日(土)・25日(日)に福井市のショッピングセンター『ラブリートパートナー・エルパ2階「エルパホール」』にて、エコキャップアートの作品展示とコンテストが行われます。捨てればゴミになってしまうペットボトルのキャップを使ったモザイクアート展です。

今年のテーマは「ふるさとへの愛」。ふるさとの風景やふるさとへの想いが込められた作品が多数展示されます。

なお、コンテストで集まったキャップはリサイクルし、その売り上げは海外の子ども達にワクチンを提供するエコキャップ運動に寄付します。

また、展示会場では入賞作品を選ぶ一般投票にどなたでも参加ができます。投票していただいた方の中から抽選でプレゼントも用意していますので、みなさんぜひご来場ください。



【平成26年度 最優秀賞作品】

詳しくは、福井県ボランティアセンターHPをご覧ください。<http://volunt.f-shakyo.or.jp/>

ふくい・つながりフォーラム2015

～生きがい、魅力がテンコ盛り!! ボランティア・地域活動がまちを変える～

福井県社会福祉協議会では、一般県民や特にこれから活動の担い手として期待されるシニア世代を対象に、ボランティア活動や地域活動の魅力と活動を通じて“おかげさま”と“お互いさま”の気持ちで結ばれるつながりや絆の大切さを伝え、つながり支え合う社会の豊かさを共につくりあげることを目的にフォーラムを実施します。ぜひご参加ください！

日時 平成27年11月29日(日) 13:00～16:30

場所 福井県自治会館 多目的ホール(福井市西開発4丁目202-1)

その他 参加費無料 申込不要です。

プログラム (一部参加も可能です。)

12:00	13:00	13:30	13:40	14:40	14:50	16:30
受付	エコキャップアート・ボランティア応援企業特別賞表彰式	休憩	基調講演	休憩	シンポジウム	閉会
エコキャップアート入賞作品展示、アクティブ・シニア活動紹介、市町イチオシボランティア紹介						

基調講演

「未来につなぐ 白川びとの財産」

岐阜県白川村教育長 倉 嘉宏氏



岐阜県白川村は、世界遺産白川郷の合掌家屋の美しさはもちろんのこと、気候風土に適した機能的なスタイルで注目を集めています。講演では、自然への畏敬と祈りを顕す祭りや“結い”に代表される暮らしを支えてきたしくみや人と人とのつながりを子供たちに継承するため、現代の知恵を加味し実践している新たな取組み等についてお話いただきます。

シンポジウム

「人と人とのつながりと地域活動の魅力」

パネリスト

池田サラリーマンOB会(大阪市)
さばcans(鯖江市) 代表
住みよい米生を創る会(越前町)

高橋 和男氏
笠原 徹氏
渡邊 久志氏
内 慶瑞氏

県内外でボランティア活動や地域活動に精力的に取り組んでいる団体の代表者等から、活動により地域に貢献していくこと、多様な地域住民とつながることの価値や魅力について話していただきます。

コーディネーター

金城大学社会福祉学部 教授

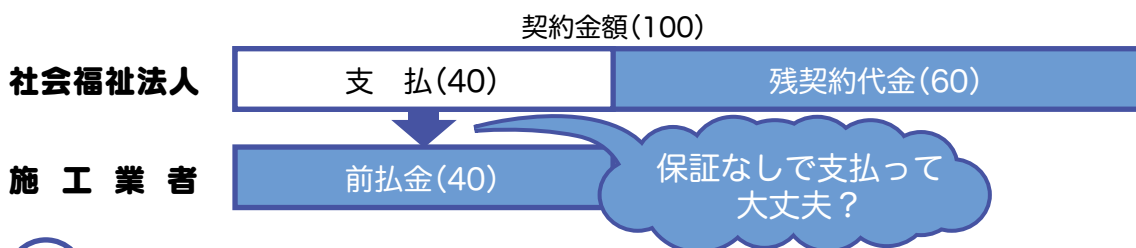
お問い合わせ

福祉のまちづくり推進課 TEL: 0776-24-4987 E-mail: volunt@f-shakyo.or.jp

社会福祉法人が補助金を受け行う施設の新設・整備に前払金保証をご利用いただけます！

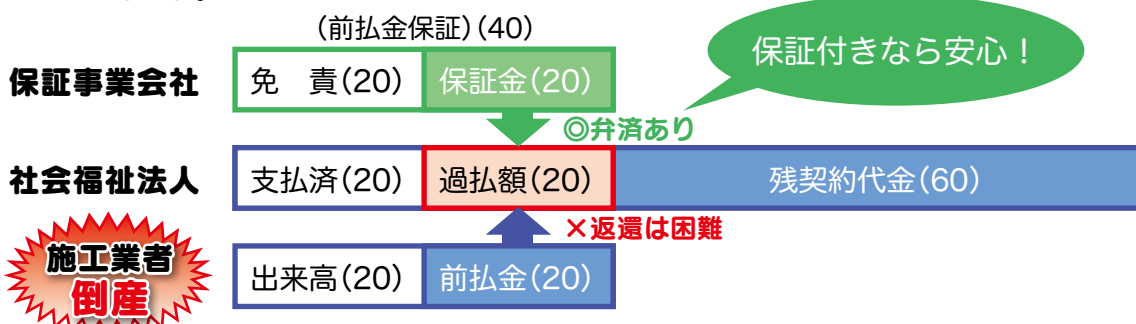
1 前払金の支出について

民間の建設工事では、着工時に手付金を支払うことが慣例とされていますが、国や地方公共団体等が発注する工事においても、請負金額の一部を前払金として支払うのが一般的です。これは、前払金の支払により工事の速やかな着工が図られるとともに、工事の円滑な施工と品質の向上を期待できるというメリットがあるためです。



2 前払金保証のメリット！

「前払金保証」を付すことにより、社会福祉法人は施工業者の責めに帰すべき事由により工事請負契約を解除した場合、保証証書に記載された保証金額を限度として、過払額（前払金額と出来高との差額）の弁済を保証事業会社から受けることができ、過払いとなるリスクを払拭することができます。



3 前払金保証のしくみ



国や地方公共団体等が前払金を支払う場合には「公共工事の前払金保証事業に関する法律」(昭和27年法律第184号)の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けた保証事業会社の「前払金保証」を必ず付すこととされています。

社会福祉法人が国や地方公共団体から補助金を受けて施設整備を行なう場合も、前記法律にいう公共工事に該当し、保証事業会社の「前払金保証」が可能であり、請負者に**前払金を支払う場合は、本保証制度の活用が有益です。**

本制度についてのお問合せは

東日本建設業保証(株) 福井支店 TEL:0776-21-8686